

特別縁故者 宅建 H08-10-3 <<#612>>

【問】 正誤をつけよ。

居住用建物を所有するAが死亡した。Aに法律上の相続人がない場合で、10年以上Aと同居して生計を同じくし、Aの療養看護に努めた内縁の妻がいるとき、IIは、承継の意思表示をすれば当該建物を取得する。 × I I

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 特別縁故者に対する相続財産の分与 【発展】

「相続人としての権利を主張する者がいない」場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者(特別縁故者)の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。(民法 958 条の 3 第 1 項)

⇒ 特別縁故者としての相続財産の分与を受ける権利は、家庭裁判所の審判によって形成される権利にすぎない。(最判平 6.10.13)

ex. 内縁の妻、事実上の養子